

様式第1号（第4条関係）（表面）

あ っ せ ん 申 請 書

紛争当事者	労働者 ①氏名 住所	山田 花子 〒810-0000 福岡市博多区〇〇1丁目2-3-405 電話 092(000)0001 携帯電話 090(0000)0001
	事業主 ②氏名又は名称 住所 ※上記労働者に係る事業場の名称及び所在地	株式会社凸凹商事 上記代表者代表取締役 凸凹 太郎 〒800-0000 北九州市小倉北区〇〇9-8-7 電話 093(000)0001 FAX 093(000)0002 〒814-0000 福岡市早良区〇〇7-7-7 福岡〇〇ビル4F 電話 092(800)0000
③	あっせんを求める事項及びその理由	1 申請人は、被申請人に対して、職場復帰を求めます。 2 申請人は、被申請人に対して、解雇期間中の賃金の支払いを求めます。 3 上記1ないし2が困難なときは、申請人は、被申請人に対して解決金として賃金の1年分相当の支払いを求めます。 ※あっせんを求める理由は、別紙陳述書に記述します。
④	紛争の経過	※紛争の経過は、別紙陳述書に記述します。
⑤	その他参考となる事項	申請人は本件に関して 1 団体交渉を行っていません。 2 労働審判手続等裁判所の手続を利用していません。 3 他の裁判外紛争解決制度を利用していません。

平成25年 9月30日⑥

申請人 山田 花子 印⑦

福岡労働局長 殿⑧

記入事項の説明

- ① 申請人の氏名・郵便番号・住所・電話番号（自宅に固定電話があるときは固定電話番号と、日中に連絡可能な携帯電話番号）を記入します。
- ② 被申請人となる会社の名称・代表者氏名、本店所在地・本店の所在地の郵便番号・住所・電話番号・ファックス番号を記入します。申請人の実際の勤務地が本社所在地と異なるときは、実際の勤務地の住所・電話番号を〔 〕の中に記入します。なお、あっせん開始通知は本社に郵送されます。
- ③ あっせんを求める事項とは、あなたがあっせんで求める解決内容を記載します。あっせんは和解を結ぶ場ですので、希望する和解内容を記載して構いません。もちろん、裁判所の労働審判手続や訴訟を見据えて、労働審判手続申立書に記載する申立の趣旨や訴状の請求の趣旨と同じような記載にしても構いません。あっせんを求める理由は、できれば陳述書などの別紙に詳しく記述するようにして、あっせん申請書には例にあるように「別紙陳述書に記述します」などと記載しておきます。
- ④ 紛争の経過を記載します。陳述書を用意するときは、陳述書にあっせんを求める理由と共に記述しておいても構いません。
- ⑤ その他参考になる事項に記載する内容は、定型的なものです。斡旋は他のあっせん制度や訴訟等裁判所の制度を利用しているときは申請することができません。また、あっせん手続は個別労働関係民事紛争を対象としているので、労働組合と会社との団体交渉で紛争の解決を図っているときは利用できません。以上の3点を確認するために例のように記載します。
- ⑥ あっせん申請書の提出日を記載します。
- ⑦ 申請人が記名・押印します（手書きの署名の場合は、押印の必要はありません）。
- ⑧ 提出先都道府県名を記載します。

あっせん申請書は手書きでも構いません。